

通達甲（副監．地．総．機）第4号

平成24年3月5日

存 続 期 間

部長、参事官
各 所 属 長 殿

副 総 監

大規模災害等発生時における指定幹部等の緊急輸送措置要綱の制定について

このたび、別添のとおり、大規模災害等発生時における指定幹部等の緊急輸送措置要綱を制定し、平成24年3月5日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

おって、震災等発生時における指定幹部の緊急輸送措置要綱の制定について（昭和57年10月1日通達甲（副監．ら．総．自）第11号）は、廃止する。

別添

大規模災害等発生時における指定幹部等の緊急輸送措置要綱

第1 目的

この要綱は、大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、あらかじめ指定された者（以下「指定幹部」という。）等の緊急輸送に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

指定幹部等の緊急輸送措置については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 指定幹部及び要請責任者

事象別に緊急輸送する指定幹部及び要請責任者は、別表第1の「指定幹部及び要請責任者（警視庁関係）」及び別表第2の「指定幹部及び要請責任者（警視庁関係以外）」のとおりとする。

第4 緊急輸送要請

- 1 緊急輸送は、要請責任者の要請に応じて行うものとする。
- 2 緊急輸送の要請は、原則として要請責任者が110番通報等により通信指令本部長に対し行うものとする。

第5 緊急輸送措置要領

緊急輸送の要請を受けた場合の措置要領は、次のとおりとする。

- 1 緊急輸送の要請を受けた通信指令本部長は、直ちに無線指令等により、要請場所（要請をした指定幹部の住居地又は要請責任者が指定した場所をいう。以下同じ。）の直近に位置する警ら用無線自動車又は交通取締用四輪車（以下「警ら用無線自動車等」という。）に、緊急輸送に従事することが可能かどうかの確認を行った上、当該警ら用無線自動車等を緊急輸送に従事する車両（以下「緊急輸送車両」という。）として指定するとともに、緊急輸送に関し必要な指示を行うこと。
- 2 前1により指定する緊急輸送車両の優先順位は、原則として、次に掲げる順とすること。
 - (1) 要請場所を管轄する警察署の警ら用無線自動車
 - (2) 要請場所を担当区域とする自動車警ら隊の警ら用無線自動車
 - (3) 要請場所を担当区域とする交通機動隊の交通取締用四輪車
- 3 通信指令本部長は、緊急輸送が都外からである場合において、輸送を担当する隣接県警察から都県境における輸送の引継ぎを求められたときは、前記1により緊急輸送車両

を指定し、確実に引き継ぐこと。

- 4 緊急輸送車両の指定を受けた警ら用無線自動車等は、要請場所又は前3による引継ぎを受ける場所に向かう途中において、緊急輸送に従事できない事由が発生した場合は、直ちに無線等により通信指令本部長に報告するものとし、報告を受けた通信指令本部長は、再度、前記1により緊急輸送車両を指定すること。

第6 運用上の留意事項

緊急輸送に関しては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 緊急輸送車両の指定を受けた警ら用無線自動車等は、緊急輸送に際しては、交通事故防止に特段の留意をすること。
- 2 各部代表課長（部の庶務を担当する課の長をいう。）は、別表第1の指定幹部のうち、部内の指定幹部に異動等があった場合は、別記様式の「緊急輸送指定幹部異動報告書」により地域部長（地域総務課機動警ら係経由）に報告すること。
- 3 地域総務課長は、別表第2の指定幹部に異動等があった場合は、地域部長に報告すること。
- 4 地域総務課長は、別表第1及び別表第2の指定幹部に異動等があった場合は、関係所属長にその旨を通知すること。
- 5 各警察署長、自動車警ら隊長及び交通機動隊長は、管内又は担当区域内に住居地を有する指定幹部の緊急輸送の要請に応じられるよう、所属職員に対する事前教養を徹底すること。

第7 その他

- 1 地域部長は、別表第1及び別表第2の指定幹部以外の者の緊急輸送の要請を受けて、その必要性を認めた場合は、指定幹部の緊急輸送に準じて措置するものとする。
- 2 地域部長は、警ら用無線自動車等による緊急輸送が困難な場合における、他の輸送手段を確保するよう努めるものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域部長が別に定めるものとする。

別表第2

指定幹部及び要請責任者（警視庁関係以外）

指定幹部 及び 要請責任者	指定幹部																						要請責任者																
	内閣総理大臣	閣僚（防災担当大臣を除く。）	防災担当大臣	内閣危機管理監	国家公安委員会委員長	国家公安委員会委員	警察庁長官	警察庁次長	警察庁官房長	警察庁生活安全局長	警察庁刑事局長	警察庁交通局長	警察庁警備局長	警察庁情報通信局長	警察庁官房審議官（警備）	警察庁官房参事官（危機管理）	警察庁総務課長	国家公安委員会会務官	国家公安委員会委員長秘書官	警察庁地域課長	警察庁捜査第一課長	警察庁交通規制課長		警察庁警備課長	警察庁災害対策室長	警察庁通信運用室長	警察庁関東管区警察局長	東京都知事	東京都副知事	東京都危機管理監	東京都公安委員会委員長	東京都公安委員会委員	気象庁長官	気象庁地震火山部長	判定会長	判定会委員			
氣象庁が判定会（臨時）の開催を決定したとき。																																							〇指定幹部
東海地震注意情報が発表されたとき又は警戒宣言が発せられたとき。																																						(内 閣) 〇秘書官 (警察庁) 〇総務課長 〇国家公安委員会会務官 〇交通規制課長 〇警備課長 〇災害対策室長 〇通信運用室長 〇関東管区警察局広域調整第二課長 (東京都) 〇総務局長 (警視庁) 〇企画課長 〇警護課長	
大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急輸送によらなければ事案対処に重大な支障が生じるとき。																																						(内 閣) 〇秘書官 (警察庁) 〇総務課長 〇国家公安委員会会務官 〇交通規制課長 〇警備課長 〇災害対策室長 〇通信運用室長 〇関東管区警察局広域調整第二課長 (東京都) 〇総務局長 (警視庁) 〇企画課長 〇警護課長	
航空機強取事件が発生したとき。																																						(警察庁) 〇官房参事官（危機管理） 〇総務課長 〇国家公安委員会会務官 〇捜査第一課長 〇警備課長 〇関東管区警察局広域調整第二課長	
大規模事件・事故が発生したとき。																																						(警察庁) 〇総務課長 〇国家公安委員会会務官 〇主管課長 〇災害対策室長 〇関東管区警察局広域調整第二課長 (警視庁) 〇企画課長	
内閣法に定める危機管理のうち、緊急の事態対処が必要なとき。																																						(内閣官房) 〇内閣事務官（安全保障・危機管理）	

注 「大規模事件・事故」とは、多数の死傷者が発生し、又は人命に関わる事案で、社会的反響の著しい重要特異な事件・事故をいう。

別記様式

報告（ . ）第 号
年 月 日

地 域 部 長 殿 (地. 総. 機)

長

緊 急 輸 送 指 定 幹 部 異 動 報 告 書

職 名	氏 名	住 所	電話番号 (自宅及び 携帯電話)
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。